老人保健施設水都苑通所リハビリテーション運営規程

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 社会医療法人社団更生会(以下「本会」という。)が開設する老人保健施設水都苑 通所リハビリテーション(以下「施設」という。)が行う通所リハビリテーション事業の 適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 施設は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

第3章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の定数)

第4条 施設に次の職員を置く。必要に応じて増員をすることができる。

(1) 施設長(管理者) 1名

(2) 医師 2名 (施設長兼務)

(3) 看護・介護職員 14名

(4)支援相談員 1名(兼務)(5)理学・作業療法士 3名(兼務)(6)事務職員 1名(兼務)

(職務内容)

- 第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 施設管理者は、施設の業務を統括し執行する。
- (2) 医師は、施設管理者の命を受け、利用者の健康管理及び医療の適切なる処置を行うこと。利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること。
- (3) 看護師は、医師の指示に基づく、利用者の診療、健康管理、保健衛生指導等を担当する。利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること。
- (4) 介護職員、利用者の介護、支援に関すること。利用者の通所リハビリテーション計

画の検討と実施に関すること。

- (5) 支援相談員、利用者の生活の介護、行動プログラムの企画、対外連絡並びに利用者 及び家族の支援相談に関すること。利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実 施に関すること。
- (6) 理学療法士(作業療法士)は、利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関すること。利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること。
- (7) 事務員は、施設管理者の命を受け、事務の処理を行う。

第4章 利用者の定員

(収容定員)

第6条 施設の収容定員は、1日当たり40名までとする。

第5章 利用者などに対する施設医療・その他のサービスの内容

(勤務体制の確保)

- 第7条 施設は、利用者などに対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、職員の体制を定めておかなければならない。
- 2 施設は、当該施設の職員によって指定通所リハビリテーションを提供しなければならない。
- 3 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

(定員の順守〉

第8条 施設は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーションを行ってはならないものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 施設は、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(サービスの提供の記録)

- 第10条 施設は指定通所リハビリテーションを提供した際には、提供日、内容、居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を記載するものとする。 (証明書の交付)
- 第11条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 施設の通常の実施地域は、西条市の地域とする。

(通知)

- 第13条 施設は、指定通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- (1) 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わない事により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(機能訓練)

- 第14条 機能訓練は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものとする。 (看護及び介護)
- 第15条 看護及び介護は利用者などの病状、心身の状態などに応じ適切に行うと共に利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように行われなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 施設は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通 所リハビリテーションを提供するものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第17条 施設は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとしてうけることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行う為に必要な援助を行うものとする。(サービス提供拒否の禁止)
- 第18条 施設は、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならないものとする。

(衛生管理)

- 第19条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医葉品及び医療用具の管理を適性に行うものとする。
- 2 施設は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第20条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

- (2)食費、日常生活品費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を別に定める 料金表により支払いを受ける。
- (3) 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、 利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者 の同意を得るものとする。

(掲示)

第21条 施設は、事業所の見やすい場所に、管理規定の概要、従業員の勤務体制、協力 病院及び利用料に関する事項を掲示しなければならない。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての注意事項)

- 第22条 施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- (1) 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生のため施設に協力しなければならない。
- (2) 利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又は相談 指導員に届けなければならない。
- (3) 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② 喧嘩もしくは口論又は暴力行為等、他人に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 指定場所以外で喫煙すること。
 - ④ 故意に建物、備品その他の器具を破損し、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
 - ⑤ 金銭又は物品によって賭け事をすること。
 - ⑥ 無断で備品の位置、又は形状を変えること。
 - (7) 事業所内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害する行為をすること。
 - ⑧ 故意にこの規定等に違反すること。
- 2 事業者が前項3号の⑦⑧に該当すると認めたときは、市町村に対し、所定の手続きにより、サービス中止等の措置を行うものとする。

第7章 非常災害対策

(緊急時における対応)

第23条 施設の職員等は、事業所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 施設は、事業所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに西条市、 愛媛県国民健康保険団体連合会、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講ずるものとする。

(非常災害対策)

第25条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に消火、 非難、救出その他防災に関する必要な訓練を行うものとする。

第8章 虐待防止に関する重要事項

(虐待の防止)

- 第26条 施設は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための体制を整え、職員研修等を実施し虐待の防止に努める。
 - (2) 虐待またはその疑い事案が発生した場合の対応体制を整備する。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置を行う。

第9章 その他施設の管理に印する重要事項

(記録の整備)

- <u>第27条</u> 施設は、指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録その他重要な帳簿 を整備するものとする。
- (1) 同意書、利用料に関する重要関係書類
- (2) 指定通所リハビリテーションの実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録
- (3) その他事業所運営に関する重要な書類
- 2 前項の書類はその完結の日から5年間保存しなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第28条 施設は、指定通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援 事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければ ならない。
- 2 施設は、指定通所リハビリテーションの終了に際しては、利用者又はその家族に対し て適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供 並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ ならない。

(苦情処理)

<u>第29条</u> 施設は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

- 第30条 施設の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならないものとする。
- 2 施設は、従業員であった者が、従業員でなくなった後においても知り得た利用者又は その家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 3 施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者 の同意を得た上で行うものとする。

(営業日及び営業時間)

- 第31条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

<u>ただし、8月16日、10月16日、12月30日から1月3日までを</u>除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 3. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 4. この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 5. この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 6. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 7. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 8. この規程は、平成20年12月1日から施行する。
- 9. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 10. この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 11. この規程は、平成25年8月5日から施行する。
- 12. この規程は、平成25年11月15日から施行する。
- 13. この規程は、平成26年4月1日から施行する
- 14. この規程は、平成27年4月1日から施行する
- 15. この規程は、平成28年4月1日から施行する
- 16. この規程は、平成29年4月1日から施行する
- 17. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- 18. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 19. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 20. この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- 21. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 22. この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 23. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 24. この規定は、令和4年9月1日から施行する。
- 25. この規定は、令和5年4月1日から施行する。